

文化政策部会の設置について（案）

令和 7 年 4 月 日

文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に文化政策部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
- (2) その他

3. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

(別紙)

文化審議会第23期文化政策部会委員（案）

（令和7年4月 日現在）

（正委員）

日比野 克彦 東京藝術大学長

松田 陽 東京大学准教授